

## 令和7年度 第3回 日野市子ども条例委員会議事録

日 時 令和8年1月14日（水曜）午前10時00分～午前11時34分

場 所 日野市子ども包括支援センター「みらいく」3階 多目的室

出席者 委 員 沖田委員 小瀬委員 菊池委員 小陳委員 三浦委員  
掛川委員 堤委員 田邊委員 馬場委員 田中委員

事務局 村田子ども部長 滝瀬子育て課長 丸山子育て課係長  
加藤子育て課主任 室星子育て課主事  
木暮保育課長 藤井子ども家庭支援センター長  
鳥井山子ども家庭支援センター主査  
高原発達・教育支援課長 中平福祉政策課長

欠席者 なし

傍聴者 なし

（開 会）

### 委員長

それでは定刻となりましたので、ただいまより令和7年度第3回日野市子ども条例委員会を開催いたします。

本日は、次第の2番目に検証事項として、子ども条例委員会令和6・7年度答申案とありますが、市長からの諮問事項、日野市子ども条例の周知啓発および子どもの権利侵害に対する相談救済制度について検証を行います。

最初に事務局から出席状況および傍聴の状況について報告をお願いいたします。

### 事務局

皆さんおはようございます、委員の皆様におかれましてはお忙しいところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

本日の出席状況をご報告させていただきます。出席者は10名、欠席者おりません。またですね、過半数を超えておりますことをご報告させていただきます。なお、本日の傍聴の申し出はございません。

#### 委員長

本日の出席人数について事務局より過半数の出席があるとの報告がありましたので、日野市子ども条例委員会規則第2条第5項の成立要件を満たしていることをご報告します。それでは委員会を進めさせていただきます。

事務局から配付資料の説明と注意事項をお願いします。

#### 事務局

配布資料についてご説明をさせていただきます。

机上に置かせていただきましたのが、資料1子ども条例委員会令和6・7年度答申案でございます。内容につきましては、日野市子ども条例の周知啓発および子どもの権利侵害に対する相談救済制度についての答申案を順に記載してございます。

以上でございます、本日の資料に不足がございましたらお申し出いただければと思います。なお、本委員会につきましては、日野市子ども条例委員会規則第7条により原則公開となっており、議事録も委員の皆様にご確認をいただいた上で市のホームページ上で公開となるため、議事を録音させていただくことを併せてご了承いただければと思います。また、委員の皆様におかれましては、発言をしていただく際には最初にお名前を名乗っていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

#### 委員長

ありがとうございました。それでは次第1委員長挨拶ということで簡単に挨拶をさせていただきます。

年が変わりました。本年もまたよろしく願いいたします。先ほど述べさせていただきましたように今日、検証事項として答申案ですね、これをしっかりと検討するということが第一になっていきます。貴重な時間を割いていただいて、お集まりいただいて、わずか1時間半という中でのことですので、今日は今までの総決算ということ、集大成ということになりますので、是非ですね、ここにご参加の皆様全員からですね、ご意見等いただいて、しっかりした形での答申案を作成していきたいなと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

では、次第2検証事項について、事務局から報告をお願いいたします。

#### 事務局

それでは次第2検証事項、子ども条例委員会令和6・7年度としての答申案について説明いたします。

最初に前回、昨年10月28日に開催しました第2回子ども条例委員会の終了後に委員さんの方から追加でいただいたご意見が少しございましたので、ご紹介いたします。

一つ目、子ども条例があることをどこまで知っているかアンケートをとってみたい

いのではないかと。二つ目、子どもだけでなく大人の世代への周知を検討してみてはどうか。三つ目、子どもなんでも相談と子どもオンブズパーソンの相談窓口は、子どもにとってはどっちがどっちなのかよくわからないのかなとは思った、本当に困っていてわからなくても、子どもがその時に目についた相談先に連絡するなら良いかなとも思っています。四つ目、組織体制の比較表では、兵庫県川西市の体制が良いなと感じました。五つ目、心理士さんや専門職員さんがやってくれたらいいなと感じました。六つ目、子どもを取り巻く環境は目まぐるしく変化していますが、それでも日野市子ども条例、それから子どもの権利保障および擁護については普遍的である、というような文言を答申案の前文に盛り込めないかという意見をいただきました。

それではここで資料1の冒頭をご覧ください。今、いただきました意見をご紹介しますけれども、こちらを踏まえまして、資料1答申案前文の上から9行目でございます。推進を目指していくことになっていきます、とございますけれども、その後、子どもを取り巻く環境・政策・教育等が日々変化していますが、日野市子ども条例の理念や子どもの権利保障及び擁護は普遍的なものであります、という文言を追加しております。

続きまして、市長の諮問2点、日野市子ども条例の周知啓発および子どもの権利侵害に対する相談・救済体制について、主な部分になります説明をいたします。

まず一つ目、日野市子ども条例の周知啓発について、でございます。こちらは前回の委員会でご確認いただいておりますので、おさらいとなる部分が多いのですが、取り組みの現状に関しましては、例年7月1日子ども条例の日を中心に、図書館や小中学校、児童館などで本を並べたり、ポスターの掲示を行っております。それから子どもの権利がテーマの講演会を開催したり、それから啓発用にリーフレットやアニメーション動画を作成しております。

これに対しまして委員の皆様から意見をいただきました。一つ目、周知啓発の目的についてでございますけれども、条例を知ってもらうこと自体が目的ではなく、子どもの権利が実際に守られる状態を実現することが目的であるというご指摘がございました。二つ目、子どもの権利の趣旨としましては、子どもが権利の主体であり、義務を果たさなければ権利が保障されないというものではないので、誤解を生じないように理解が進むよう工夫していかなければならない、という指摘がございました。三つ目、啓発活動への子どもの意見の取り入れや参加についてでございます。リーフレットやパネル展示も大事でございますけれども、子どもにとって難しいものにならないよう、また、子ども自身が決めていける取り組みが望ましい、啓発活動自体に子どもの意見を取り入れたり、子どもが参加できるような取り組みを考えていくべきという意見がございました。四つ目に周知・啓発の対象者でございます。子どもの権利でございますけれども、大人の側がまず知るべきということで、子どもから地域の大人まで幅広い年代の方に広く浸透するような年代に応じた工夫を考えて行く必要があるというご指摘がございました。五つ目、学校における周知啓発でございます。権利を浸透させるため、やはり学校との連携、学校における周知の工夫や

協力が不可欠となってまいります。リーフレットやポスター掲示は大事でございますが、入口に過ぎず一工夫が必要で、子どもが学校で学んだことを家に帰ってまた親に話すような、気付きや繋がりになるような取り組みが必要である、日野社会福祉協議会のハートフルプロジェクトも根本は人権がテーマでございますので、子どもオンブズパーソンも交えたコラボレーションなどが効果的というご意見がございました。六つ目、周知する工夫でございます。人権と言われますと、取っ付きにくい難しい印象がございましたけども、何かのイベントに絡めてやってみるのはどうかというところで、市民向けの勉強会あるいは学校の授業にお邪魔する、それから子どもオンブズパーソンの方にお話いただくような日頃の中での機会を設けるなど、ご意見がございました。また、子どもの持っている学習用端末へのブックマーク登録などは今の時代には合致しているということで評価をいただいております。

最後に総括としまして、条例の存在を知らせること自体を目的ではなく、子どもの権利が実際に守られる状態を、社会の中に実現することが目的である、そのために子どもが自らの権利を知識として理解するためには、具体的な生活場面と結びつけて意識付ける学びの機会を提供する必要があるということ、また、義務を果たさなければ権利が保障されないといった誤解のないよう、わかりやすい啓発、更なる運用上の工夫が不可欠であるということでございます。また、啓発の質自体を高める方法としましては、子ども自身が関心を持って学びを発展させるよう、年代に応じた仕掛け、当事者である子どもの意見の反映や、主体的参加を組み込むプロセスが重要、また、子どもに限定せず、大人の方にも権利の意義を理解してもらうことが条例の浸透の前提となる、特に保護者層には子どもの権利の大切さ、子どもが育っていく上での地域として支えがありますよ、支えていきますよ、というようなメッセージ性のある条例の紹介が望まれる。学校との連携は不可欠でありまして、配布物や掲示、学習端末のブックマークなどの手段にとどまらず、日常から、教育活動の中で、子どもが体感できるような、家族での対応にも波及するような仕組みを考えていくということが大事であるというご指摘がございました。

総じて、子どもと大人の双方に働きかけ、学校・地域・行政が連携し、子どもの主体的参加と体験を伴う多様な機会を継続的に提供することが肝要であるという総括でございます。

続きまして、子どもの権利侵害に対する相談・救済体制についてに移ります。こちら、まず子どもなんでも相談の現状と取り組みでございます。令和6年5月27日にみらいくの開設と同時にスタートをしまして、1年後の令和7年5月27日までの1年間で延べ相談件数は1,042件で、相談方法は電話・メール・二次元コードと様々ございますが、お子さんの持ってらっしゃる学習端末からも可能であるということでございます。令和7年度に入ってから体制を強化しまして、正職員2名はこれまで他課でケースワーカーを経験してきていると、そういう社会福祉士や精神保健士の資格を持っています。会計年度任用職員も公認心理士などを持ってらっしゃる3名となっております。令和7年9月までの半年間の相談人数は117名となっております。

一方、子どものオンブズパーソンの現状と取り組みです。こちらは子どもが不当な扱いを受けたときに安心して相談できる体制を目指すということで、大学教員の先生と弁護士の先生による2名体制で令和6年度の相談件数は、去年3月末時点で7件でございました。四半期に一度、子どもなんでも相談との意見交換の機会があるということでございます。令和7年度の取り組みとしましては、小中学校の全児童にリーフレットを配布する予定、11月2日に開催しました市主催の手をつなごう・子どもまつりでは、ブースを設けまして、先ほどの大学教授の先生と弁護士の先生のお二人にご参加いただきまして、周知啓発活動をしていただきました。また、11月27日の児童館学童職員研修、こちらでは弁護士の先生が子どもの権利擁護につきまして、講義を行っております。

こちらに対しまして委員の皆様からの意見でございます。一つ目、制度の認知方法についてです。参加型のイベントが、特に効果があるということございました。二つ目、子どもにとって最良のアクセス方法、相談方法とはということもございますけども、子どもなんでも相談と、子どもオンブズパーソンはパンフレットに併記されております。これに対しまして、委員の皆様からは、子どもが迷わないように窓口は機能の違い、目的の違いを明確に分けて整理をして書くことが効果的である、あるいは一本化すべきではないかというご意見がございました。また、子どもオンブズパーソンで最後には意見を全て受けるという提案もございましたが、こちらは子どもオンブズパーソン自体の人員の必要性や財政的措置など引き続きこの委員会で議論および検証を継続してきたという意見がございました。三つ目についても、学校との連携が大事ということで、意見ございましたけども、やはり学校内だけでは解決できない権利侵害等の相談がございますのでこの場合はオンブズパーソンがございませよ、ということの日頃からスクールカウンセラーなどに情報共有をしておくという連携が必要であるという意見がございました。四つ目、子どもオンブズパーソンに対しての意見でございます。各市の例を見ますといろんな体制がございますけども、委員の皆様の見解としましては、独立性を担保して、孤立はしないということで、最終的に子どもオンブズパーソンが受けるという、子どもオンブズパーソンを中心とした体制にしていくことが望まれるという意見がございました。五つ目、他部連携です。前回の子ども条例委員会でお子さんの持っている学習端末から子どもなんでも相

談のページに飛べるようにしたという施策の発表がございました。こちらは委員の方から、子ども部・教育部・健康福祉部の3つの部署が連携することができたということで評価をいただいておりますが、今後の更なる連携拡大に期待するとの意見もいただいております。六つ目、他市の子どもオンブズパーソンの体制についてです。兵庫県川西市は市長部局・教育委員会から独立性が高いところが評価されております。しかも、子どもオンブズパーソンとしましては、心理面のケアと環境面の整備、両方受けられるということで、これはいいんじゃないかというご意見がございました。また続いて、札幌市もSDGsを踏まえた権利教育との統合が進んでいて、教育委員会との連携を行っていて、それを制度として担保としているところが特徴的で、これもいいんじゃないかという意見をいただきました。

これらを踏まえましての総括になりますが、やはりこの制度を今後広く知ってもらうためには、まず、参加型イベントの開催などが効果的であるということでございます。そして今のところリーフレットには、子どもなんでも相談とオンブズパーソンが並列して書いてございますけれども、特に急ぎの相談の場合には、お子さんが迷ってしまうので、それぞれ機能を整理しまして、分かりやすく整理して案内することが大切だということです。子どもオンブズパーソンの独立をきちんと保持した上で、学校から、あるいは子どもなんでも相談からの内容も最終的には全て受ける体制にしていくのが必要ではないか、場合によっては財政措置も含めてしっかり検討していくべきだということでございます。そして、子どもオンブズパーソン自体の体制でございますが、こちらは現在2名の方で月に相談日は4回ございます。こちらの人員を増やす、あるいは回数を増やすのであれば、財政面からも、しっかり今後検討していく必要があるということでございます。そして学校との連携ですね。先生やスクールカウンセラーがいらっしゃいますけれども、そこで解決できないレベルの問題がありましたらば、日頃から情報交換を頻繁にしながら、子どもオンブズパーソンに繋げていける体制が重要ではないか、ということでございます。一方、先ほどのお子さんの端末から、子どもなんでも相談の方にアクセスできるようになったというのは、委員の皆様から垣根を越えて、できたことであるということで、評価をいただいております。今後の連携を期待するということでございますね。最後に他市の例でございまして、先ほど申し上げた、兵庫県川西市それから札幌市、特に名前が挙がりましたが、それぞれ全国の市で良いところ悪いところがございます、こちらも今後継続して議論検討を継続していくべきであるということで、総括をさせていただきました。

以上、委員の皆様から多様なご意見いただきまして今後、様々な角度からまた議論検討を継続していくという意見をいただきまして、まとめましたのが、こちらの答申案となっております、以上でございます。

## 委員長

ありがとうございました。これより検討に入りたいと思います。

ただいま事務局より丁寧な説明がありました。この答申案ですね、これまで審議し、議論してきたことを整理してまとめていただいているというところがあるかと思います。答申書の方はこれから公開もされる、表に出るというところもあります。そういう中でですね、これからこの内容を含めて、文言もですね、見ていただきながら、ご意見あるいはご質問を賜りたいと思います。

主に今までいろいろと議論をされていた中では、子どものためというのがありますけども、まず大人が示さなきゃという、大人が理解できなければということで、中に子ども側、大人側というような言葉も出てきて、そのことについても書かれています。もう一つは議論されてきたのを振り返ると、学校に行っていない、あるいは行けていない子どもたちにどう周知していくのかというのもありました。そんなことを踏まえて、そしてよく議論の中で出てきたのは話し合ったことがこの場で止まるのではなくて、本当に周知されることが、実行されることが大事だということも必ず議論の中には出てきたと思います。従ってこの答申内容がですね、話し合ったことであり、なおかつそれが実行されるような内容になっているか、あるいはされていけるかどうかということもちょっと視野に置きながら、皆さんからご意見ご質問を伺いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

## 委員

前回はオンブズマンの件で意見させてもらいました。並列するのは絶対やめた方がいいということと、独立性に関することは今のご説明の中にもあったと思います。改めて今スマートフォンで日野市の子どもオプスパーソンのチラシを見たのですが、子どもなんでも相談と子どもオンブズパーソンの内容がどう違うのかわからない、全く一緒になってしまっていると思う。秘密を守りますと書いてありますが、そもそも子どもオンブズパーソンの機能をご理解されていないのではないかと思います。

例えば子ども家庭支援センターや、中学校、小学校、スクールカウンセラーなどのいろいろな相談窓口があると思います。そこで相談がしづらい、立場的にできない、そういつて自分の権利だけが侵害されているという状態のときに一緒に戦ってくれる弁護士の方であるとか、有識者の方の窓口だと思います。ところが、何か困ったことあったら相談してね、秘密を守るよ、とだけ書いてある。これで子どもなんでも相談と並列するパンフレットになっていると、よくわからないから子どもなんでも相談でいいや、となってしまうて電話すると思います。

学校のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、子ども家庭支援センターの子どもなんでも相談などは全て並列にして、それでも相手にしてもらえなかったとか、学校の問題を学校の先生が相手にしてくれなかったとか、そういうときには是正させ

る、それであなたに不利益が起こることはないよ、という弁護士のような、裁判所のようなものだよということを伝えなければ、そもそもどっちに電話するのかというのは判断ができないと思う。

また、一つにまとめましょうという意見は述べてないですし、他の方の意見かもしれませんが私は反対です。そもそも機能の違いを市役所が理解していないとは思わないが、ここまでになってくるとあえて伏せておきたいのかなとも感じる、それでは権利擁護とは正反対だと思う。せっかく市長に答申するのであれば、独立したものであって、子ども家庭支援センターの方針が子どもにとっては納得いかなかったというとき、なかなか子ども家庭支援センターの相談員には言えないと思うので、そういったときにオンブズパーソンの弁護士の方や、大学の教授の方からそういうことがあったとしても一緒に戦いますよと、学校や教育委員会は元々独立したものであるとは思いますが、そこに慮ってしまっているのではないかと思う。学校の学習用端末から、子どもなんでも相談と子どもオンブズパーソンの両方に連絡できるようになっていと思うが、そのこのところも同じ説明になってしまっていると思うので、それだとどっちをクリックしたらいいのだろうかとなってしまふ。できれば相談できる窓口が全て記載されているのに加えて、完全に独立した形で、どこに相談しても駄目だったら、権利を守る最後の砦として、連絡してくれれば必ず助けます、あなたの身に危険が及ぶことはないです、という力強いメッセージを子どもオンブズパーソンに込めていかないと、来年は相談件数がゼロになってしまうと思う。

#### 委員長

ありがとうございました。先にいくつかご質問ご意見を伺いたいと思います。

#### 委員

私はこの文言を見て一本化すべきであるっていうのが、子どもなんでも相談とオンブズパーソン両方を一本化するっていう意味合いではなく、子どもオンブズパーソン一つにするという意味で捉えてしまっていたので、ここの辺の説明をしていただけたらなと思います。

#### 委員長

今のお二人の委員からの話で、そもそも一本化というところがどのあたりを意味しているのかということですね。それを踏まえて、お二人の委員からのご質問ご意見を含めて、事務局の方から答えられる限りのところでお答えいただければと思います。

#### 事務局

一本化につきましてご意見がございましたので、総括に掲載したのですが、もちろん子どもなんでも相談と、子どもオンブズパーソンはそもそも役割が違って、時期も違っ

てできているものでございますので、単純にどちらを無くすとかそういったことでは無く、どのようにして提示していくのか、一つにしていくのか、今後それぞれの担当課もでございますから、この委員会も含めまして検討していく課題だというように考えております。

#### 委員

子どもなんでも相談と子どもオンブズパーソンの機能がなくなるという訳では無く、子ども条例委員会のリーフレットに記載する際に適切なものが、簡単に見られるよう、子どもオンブズパーソンを一本化で入れるのがいいということで書いてくださったのかなと思うのですが、それで合っていますでしょうか。

#### 委員長

いかがでしょうか。

#### 事務局

一本化という内容について改めて委員からお話がありました。確かにこれだけだと、制度自体を一本化するのかとか、今おっしゃったようにパンフレットを一本化してももう少しわかりやすくした方がいいんじゃないとか、敷居を下げるといことも含めてですね、そういったお話が今ございましたので、もう少しですね表現をわかりやすく、肉付けした上で答申とさせていただきますというふうに思います。ありがとうございます。

#### 委員長

今の委員からの質問の一本化ということについては、意味としてはそのような意味で事務局は捉えていると、ただその表記についてはまた整理して書き込むという話です。

もう一つのお話なのですが、それぞれいろんな機能があって、子どもオンブズパーソンと、子どもなんでも相談のところでどうするかという話で、その辺りについては過去にも議論してきたことがあります。この辺りについて、オンブズパーソンの役割や他市での事例について詳しい委員さんがおりますので、機能や役割についてはこの書き方でいいのかということについて専門的に聞きしながら議論できたらと思うのですが、教えていただけますでしょうか。

#### 委員

今までのご質疑の内容を伺っていて、やっぱり皆様の中でも混乱がきっとあるんじゃないかというふうに思いますし、私の中でも十分整理されているのかということでもないかもしれないと思っております、実は前回私がやがて一本化を考えた方がいいのではないかというふうに申し上げたのは、広報の部分だけなのではなくて、前回も申し上

げたんですけど、子どもがこれを自分の権利に関することなのだとすることで、判断をしてどっちに相談をするということを自分で判断するというのはなかなか難しかったりすると思うんですね。そうすると、子どもが何らかの悩み事を持っていてその悩み事について相談したいと思ったときには、やはり独立性のある相談救済機関の方に相談をして、その結果例えば関係調整とかで解決をつけていけるものだよということであれば関係調整というような形で、国立市の場合はなんでも相談とかは無いので、それはオンブズパーソンの調整作業でやるという形になりますし、多くの子ども事件の場合は調整という形で解決がついていくことは多いです。それもオンブズパーソンの重要な機能だと思っているのですが、そういう調整でもなかなかうまくいかないとか、そもそも調整がされないようなぐらい、権利侵害がとてひどい状態になってしまっているという場合であれば、調査の上で勧告を出したり、意見表明をして、改善しなさいというようなことを割と強く申し上げるというようなこと、あるいは制度そのものに何か子どもの権利侵害になるようなことがあるというときに、制度そのものについて改善の必要がありますねということで、市なり関係のところに意見を申し上げるというような役割がオンブズパーソンあるいはオンブズマンなのです。

日野市の場合にちょっと大きな課題と思っているのが、オンブズパーソンが選任されているけれどもオンブズパーソンのある意味手足となって動く相談員さんが付けられていないと思います。そうするとその調整作業だとかあるいは調査の部分でもすごくやりにくいという状況もありますし、子どもの悩みを丁寧に聞いて、それは調整の方向で行こうとか、あるいは調査の方向で行こうか、というようなことをやるにもちょっと支障も出てしまっているような状況なんじゃないかなと思います。

逆に子どもなんでも相談の方は相談員さんがいらっしゃるので、そちらが事実上、これはオンブズパーソンに適した案件だ、これはそれじゃない形での解決ができる、というふうに振り分けをしてらっしゃるんだと思うんですけど、本来はその振り分けというのはどちらかというとオンブズパーソン、独立性がある方のところがやって、ここはうちが扱う、ここはそうではない、調整でもできる、というふうにやった方が子どもの権利保障という意味ではいいんじゃないかなというふうに思っています。

ただ日野市のように、子どもなんでも相談というのがもう立ち上がっていて、子どもに関わることなんでもここに相談していただければ解決に繋がるように頑張りますよというふうに PR してらっしゃると思うので、せっかく PR されてきた事柄について、全くのゼロベースでやり変えましょうっていうのはちょっと現実的ではないと思うんです。なので、その関係性を整理して、子どもにも保護者などの周りにいる大人にも、どういう形でお伝えしていくと、より子どもの権利に資するような相談、救済体制が整うかっていうことをちょっと整理しないといけないんじゃないですかね、というところが今のところの意見です。

#### 委員長

ありがとうございました。なかなか難しいところで今のお話でも、例えば相談員を確保すべきだということになった場合には、やっぱり市としてそれはできるかどうかということがあろうでしょうけど、それが整っていけば一つですし、先ほど別の委員のおっしゃっていた、いろんな子どもが相談する窓口がいろいろあって、相談する人がいてその中の一つとして、子どもオンブズパーソンと子どもなんでも相談があれば、オンブズの方が最後の砦的になるっていうことも大事じゃないかと、それをアピールできたらというのもありますし、この辺り大事なところなんでもう少しご意見を賜りたいんですけども、一方では市長への答申というところでこんな話し合いをしたというところで、個人的意見ではありますが、併記もしながら、今後というのは先延ばしという意味ではなくて、これから議論の対象になっていくっていうところで、こういう役割もこういうことも担うっていうふうにしていくのもあるかなと思います。ただ、これは個人的意見ですので、まだ皆さんのご意見をお聞きしながら、どういう内容で示していった方がいいかをずっと議論してきたものを今回市長に渡すのはどうしたらいいかというのを、ご意見いただきたいと思います。他に何かございますでしょうか。

#### 委員

一つ質問ですが、令和6年6月に子ども条例推進講演会ということで子どもオンブズパーソンの鳥生先生をこちらにお招きしてお話を伺ったときにいただいた資料なのですが、子どもなんでも相談というチラシですね、こちらはまだ配布しているものでしょうか。

#### 事務局

リニューアルはしていますけれども、内容の趣旨はほとんど同じです。

#### 委員

ありがとうございます。子どもなんでも相談で独立してあるということによろしいですね。そうしますと、このチラシの中にも子どもなんでも相談というところが、実際に子ども自身の相談事だけでなく、妊産婦さんも含めてというところで、結構幅広いところで子どもなんでも相談という形になっているのですけれども、オンブズパーソンのお仕事の中に妊産婦の対応というのは入っていますでしょうか。

#### 委員

含まれておりません。

#### 委員

ありがとうございます。子どもなんでも相談がある中で、並行して窓口をどうするかというお話はなかなか難しい問題ではあるかと思うんですけれども、実際ここまで、子どもなんでも相談というところを押し出してきている状態の中で、これを一回ゼロに戻すというところはなかなか難しいものがあるかなとは思いますが。ただ私としても、先ほど委員がおっしゃっていたように、子どもたち自身、特に大人ではなく、本当に子どもが自分の権利侵害について相談するときに迷って欲しくないという思いは本当に強いものがありますけれども、かといってでは、この窓口をどうするかという問題は難しいと思いつつ、妊産婦さんから子育て中の保護者、子どももそうですけど、子どもに関わっている方々が幅広く相談できる窓口としての子どもなんでも相談というのは非常に有意義なものであると思っています。その中で、ここには子どもなんでも相談は子どもオンブズパーソンの窓口の一つです、というふうに書かれているんですけれども、子どもオンブズパーソンを独立して担保するというのももちろん大事ですが、こういう制度があるっていうところを周知しているということについては、評価してもいいところかなとそうのように思っています。

#### 委員

今回この議論はこの答申の内容でよろしいかという議論になってくるかと思うのですが、その観点で申し上げますと、今これだけ子どもなんでも相談と子どもオンブズパーソンのあり方について、まだ委員の中でも意見がわかれているという状態であれば、救済体制の方の総括についての書き方なんですけれども、2番目の段落ですね、子どもオンブズパーソンはきちんと独立性を保持した上で学校からの相談や、子どもなんでも相談からの内容も最終的には全て受けるような体制にしていくのが理想であるって、ちょっとここ言い切ってしまうのですが、まだ委員の中ではそこまで意見をまとまっていなかったと思うので、ここはちょっと言い方を工夫していただいた方がよろしいのかなと思いました。

別件で、この総括の書き方についても一つ意見がございまして、大きな1番については総括の書き方がそれぞれ意見の委員を吸い取った上で、最後に総じてということで、まとめの一言が書いてあるのですけれども、大きな2番につきましては委員の意見の要点をピックアップしただけで、総括に成っていないのじゃないかと感じたところがございます。まず、ピックアップした上で最終的にどういうことが言いたいのかという総じての部分、総論の部分を最後にぜひ添えていただければと思いますので、ご検討のほどよろしくお願いいたします。

#### 委員長

いかがでしょうか今のことを含めて、この委員会が最後になりますので、もちろん今後継続なんていうこともあるかと思うのですが、多分この後、事務局の方で整理してい

くことになるので、なるべく一つ一つ結論を出しながら進めていかないと事務局の方でもまとめるのに困るところあると思いますので、今例えば、委員からお話があったような形で、まだこういう議論があるというか、こういう考えがあるということを併記して入れるということもできますし、もちろん、もう少しまとめておきたいというのであればまたご意見いただきたいんですけどもそういうような書き方すると、あるいは総括であるから、最後にその総括的な部分をこの二つ目の方は入れて欲しいというようなこと、この辺りはいかがでしょうか。

#### 委員

総括について二つ目の子どもの権利侵害に対する相談救済体制についての総括の部分ですけれども、内容の方にも若干触れられてはいたんですが、救済制度を広く知ってもらうために参加型イベントを開催するのが効果的というようなお話がここに乘っているのですが、参加型イベントについては実際効果的だった事例があったのかってところがここには書かれていないってということと、この委員会の中でもちょっと私の記憶の中ではあんまりその参加型イベントがというところが無かったような気がするので、実際に参加型イベントがあったことはもちろん存じ上げておりますが、そこについてもう少し以前のところに書かれた方がいいのかなというような印象を持っておりますが、いかがでしょうか。

#### 委員

総括の部分に書くのか、その前で事例として書くのか、あるいはまずはこの参加型イベントというのがどういうものがあって、どれぐらいの効果を上げているかというところをちょっと事務局にお聞きして、あるならばそのことを具体的に書かれた方がいいのではないかというあたりですかね、どのような効果があったのかという、効果面についてちょっとお伝えいただけたらと思います。

#### 事務局

ご意見ありがとうございます。委員の皆様のご意見をお伺いしまして、総括というよりは委員の意見という1番から6番の中に入れられれば入れさせていただいて、もしくは入れられないのであれば、また別途、作るなりといった形で記載をさせていただいた方がよろしいのかなというふうに思いました。表現の仕方であったりとはあるかとは思いますが、そのような形に対応させていただければなというふうには思います。

#### 委員

6ページ目の令和7年度の取り組みというところで、私もちょっと顔を出させていたが、手をつなごう・こどもまつりでブースを設けたというところはあ

るので、そういったところをもう少し膨らませていただいた方がいいのかなと思います。実際、私も参加型イベントを開催するのは、委員長も冒頭でおっしゃっていましたが、学校に行けていない子どもが参加するのは、やはり地域でのイベントというのは非常に効果的かなというふうに思っていたところなので、日野市の中の話ですけれども、ちょっとあの地域が独立してしまって、まとめてというところがなかなか難しい。市内の交通網の整備ですとか、そういったところの問題にもなってくるのかなとは思っていますけれども、あちこちで開催できたらいいのになっていうところは思っていたところではあるので、決してこの部分が悪いというわけではないので、総括ではなく取り組みの部分でそういったところを取り上げるのは非常に良いと思っています。

#### 委員長

他にございますでしょうか。

それではですね冒頭申しましたとおり、答申については丸々この時間を使っての検討ということになるんですけども、この答申については、もう全員が関わってきたところで、先ほどの事務局の方の説明や、お読みになったところでのご意見ご感想含めてですね、そこからまた新たな面が生まれてくるかとも思いますので、申し訳ないですけどもマイクを回していただいて、ご意見を伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

#### 委員

まず事務局の皆様にはこのまとめはかなり大変な作業ですので、ここまでおまとめくださいましたことについて感謝申し上げたいと思います。

まず形式面のところでこの表現のところはいかがでしょうかというところを申し上げます、2ページの1の啓発のところです。令和6年度からの取り組みの括弧3の学習用端末にというところで、まさにこれは注目すべき取り組みだと思んですけど、公立小・中学校の、という前置きをおいた方がより正確ではないでしょうかと思いました。それからその下の委員会の意見の①の中の2段落目、子どもの権利の侵害についてはそれが権利障害であるとわかるためには、と書いてありますがおそらく権利侵害の間違いいかと思しますのでご訂正いただければと思います。形式ずれとかそういうものはまた最後に調整くださると思います。1の啓発活動のところについては、今まだ啓発活動が十分ではないという認識は共通しているのではないかなと思うんですが、3ページの⑤ですね、1段落目の真ん中辺り、それだけでは周知啓発には至らない、というような書き方をしてくださっているのですが、周知啓発というのは続けていくというか継続体なので十分な周知啓発には至らないという意味合いかと思います。これも周知啓発の一つであることは間違いがありませんので、そういう形でちょっとご修正いただければ良いのではないかなというふうに思いました。啓発の部分についてはあと、大人に対しての啓発が重要だというふうなところで、そこには確かに異論はないんですが、少し書きぶりが大人

にやればいように読めてしまうかのような書きぶりに見えてしまいましたので、表現を少し、ご検討いただければなというふうに思います。

2の権利侵害に対する相談救済体制については今までご審議いただいたとおりで、なかなかちょっと位置付けのところが皆さん難しい部分とかもあります、しかしそれがまさに今の日野市の子どもの相談救済体制についての現状を表しているというふうにも思えるんですね。ですので、総括でもし入れていただくと、やはりあの役割の認識の混乱であるとか、あるいはその相談体制の整備というところがまだ発展途上だとかいうところを入れていただき、子どもへの権利救済に役立つというのはどういう制度かというのを引き続き検討すべきだという内容がおそらく総括になるのかなというふうに思っております。

#### 委員

先ほど総括の書き方について意見をさせていただきましたが、一点これはまだ細かいこだわりといいますか、もし可能であればということで、周知啓発の総括の部分ですね、4ページですけれども、啓発の対象を子どもに限定せず、まず保護者等の大人が、とありますが等の中に含まれていると思うんですが、保護者や地域の大人が、と地域という部分もぜひ強調していただけると、保護者だけの問題ではないよということで、その前の意見の部分には地域という言葉も出ておりますので、等ではなくて保護者や地域の大人にしていただけると、より広く伝わるんじゃないかなと感じたところです。

#### 委員

なかなか難しいなというふうに思っているんですけど、日野市子ども条例が制定されたのが平成20年で、今はもう令和7年、令和8年ですよ。18年経ってもまだ周知啓発できていないというところに難しさを感じるのかな、とずっと思っていました。学校はおそらくずっと同じようなことをやっていると思います。ですので、学校との連携が、というのはもちろん大事だと思っておりますし、我々ももっともっと子どもたちが生活していく上で、よりよく生きていけるようにするためにこういうことがあるんだよ、というのは伝えないといけないなと思っておりますが、先ほども話したように学校としては、人権という話はね、先生の話であったり、道徳の授業であったり、いろいろ事件や事故が起きたときに随時話をしているんですよ。なので、なかなかそれでもまだ周知啓発をというふうに言われていることは、もっと他の手も打たないといけないのかな、というふうに感じているところです。

先ほど総括のところ、総じて、というところがあるんですが、やはり子どもだけではなく、もっとも大人の方の保護者や地域の方にどういふふうに働きかけていこうかというところを考えないといけないのかな、というのが一つ、その総じてのところ、学校・地域・行政という順番で書いているんですけど、これは私の勝手なこだわりですが、

学校が一番なのかな、行政が一番なんじゃないのかな、というふうに思っていて、学校も行政ですけど、だから、縦割りで考えていくわけではないんですけども、やっぱり連携していくというのは、具体的には何をやっていくことなのかなと、その総論の総じての2行前に、学校での講話とあるんですけど、具体的に何をやるのかなと、その時間を取るために学校がどのような手立てをとらなきゃいけないのかな、学校もやることはすごくたくさんあるんで、もちろんいいことは沢山やった方がいいなと思っているんですが、答申という形で応えていくときに、その周知啓発の仕方学校がやれること、それから保護者や大人へどういうように働きかけていくか、そうしないと多分同じ議論がずっと繰り返されるのかなというふうに感じていたところです。

オンブズパーソンの使い方もお話が沢山ありましたけども、学校の先生やスクールカウンセラーに話しづらいことに対して、学校がどうやって関わっていくかとなるとそれも難しいよなというふうに思っていました。それから、スクールカウンセラーに伝えてもらうってというような話がありました、私はこの会議に出ているのでこういうことがわかっていますけども、教育部の方からこういう話を具体的に聞いたこともありませんし、どういうふうにカウンセラーと関わっていくか、カウンセラーが子どもの権利条約というところになったときにはオンブズパーソンに相談するんだよっていうのを、どういうふうに持っていくかという具体的なところがちょっと見えなかったなというふうな感じはしました。

ずっとここまで話し合ってきたことはすごく有意義で良かったなというふうに思っているんですが、せっかくこの市長への諮問から答申を出すってところで、啓発だったり相談体制だったりというところは、できれば具体案が出せるといいのかなというふうな感じはしました。

## 委員

事務局の皆さん本当にあの答申書をまとめていただきありがとうございました。

今の学校のことについてはお話しいただきましたので、私からは答申書の方に絞って話をさせていただきますと、先ほどお話があった子どもなんでも相談と子どもオンブズパーソンの並列とか、あと一本化という部分については、最初に発言した委員さんがまとめてくださったとおりにかなというふうに思います。ただ、やはり子どもなんでも相談というネーミングと、幅の広さから、子ども達が相談しやすい状況が作れたということは事実であり成果だと思います。ただ、やっぱり問題として残るのは先ほど委員がおっしゃられたとおり、最終的にまだ発展途上であるというようなことですよ。これからもまだまだ検討が必要だっというふうなまとめというか、そういったところになるのかなというふうには、ここでのまとめはそういう形になるのかなというふうに思っています。

それからあとこれは細かいことなんですけど、やっぱりちょっと学校の人間としてはやはり気になる点というのは、表記の細かい点なんですけども、保護者という言い方と、

親という言い方が、どのような区別で書かれているのかなっていうようなところがちょっと気になりました。保護者と書いてあったり、親と書いてあったりするんですけど、例えば3ページの④の中段のところの親となっている方や親となられた方、というのは、これは生物学的な親を表しているのかなとか。3ページの⑤の親の気づきに繋がることもある、というところは、なぜ保護者じゃなくて親なんだろうかなとか、やっぱりいろんな様々なご家庭がいま学校の中でありますので、保護者という言い方が基本になるのかなというふうに思うところと、ただ、3ページの④番の親となっている方や親となられた方というのは、これは生物学的な意味なのかなとか、ちょっとその親と保護者の使い分けを事務局の方でどうされてるのかというのはちょっと学校の立場としては少し気になります。これを公開することを考えたら、ちょっと気になるなというふうに思いました。そこはちょっと気になるところです。あとちょっといくつか脱字みたいなのところがあったりするの、後ほど事務局の方に個別にちょっとお話をさせてもらえばなというふうに思っております。

## 委員

日野市子ども条例が制定されたのが平成20年からだということでした。私は青少年委員をやっておりまして、その兼ね合いで先日二十歳の集いに来賓として呼ばれて行ってまいりました。そのときに二十歳の子たちが決意表明をしたり、二十歳の誓いということで、決意を述べている機会があったんですけど、午後の部の浅川より南側の地域の方の会しか出なかったんですが、そのときに誓いの言葉を述べられた、壇上に立たれた子ども達は、この日野市内で子ども時代を子どもらしく過ごせたんだらうなということが想像できる、そういう決意でした。自分たちの子ども時代、日野で過ごした小学校、中学校時代はとても楽しいものであったし、子どもらしくいられたんだらうなということがすごく想像できるような言葉を述べて、これからはそこで培った力を地域にまた還元していきたい、これからも未来に向けて頑張っていきたいという形で誓いを述べていました。今までいろいろと子ども条例委員会に関わらせてもらって、あまりそういう形で日野市子ども条例を意識してこなかったんですけど、きっと日野にいる子たちは、この条例ができたときに子どもだった子たちは、すごく子どもらしい時代を過ごせるような地域環境で育ってきたんだらうなとすごく思いました。なので、周知啓発をまだこの段階でという言葉もありましたが、だいぶ地域、学校、周りの大人たち、あとは育っている子ども達にも種はまかれているんじゃないかなと思いました。それがすごく二十歳の集いに出て感じたことです。なので、これからまた周知啓発だったり、救済制度や相談体制に関してどうしていくのがいいのかなと考えたときに、ここの相談や救済の対象にならない子たちは多分ずっとすくすくと育っていくんだらうなというところは思うんですが、その本当にごくごく稀に権利侵害があったり、相談しなきゃいけなくなった子達にどのように周りがアプローチしていくか、相談、周りの大人が気づいたときにその子どもたちの

ことを相談できるような包括の相談だったりというところにシフトをしていくのかなと少し感じました。

#### 委員

事務局の方にはこのようにまとめていただく作業は大変だったと思いますが、今まで出てきた意見を本当によくまとめてくださったこと感謝申し上げます、ありがとうございました。私はこちらの子ども条例委員になる前に子ども・子育て支援会議の方の市民委員として参加させていただいて、そこから子ども条例についてのお話が出てきて、また子ども条例委員会が発足されていて、ここまでずっと関わってきてくれたこと本当に幸せに思っていますありがとうございました。子ども条例の委員会が発足されるってところで参加ができたことは本当に嬉しく思っておりましたが、そこからまた子どもの権利侵害について、そちらの相談窓口、相談の内容、いろいろなところまで話が発生してこんなに膨大な話だったのだなというところは驚いております。

子ども条例の周知啓発につきましては、どなたも同じ思いでおられて、子ども条例がこの日野市の中に、子どもたちの中に浸透していくってところ、本当に皆さん同じ思いでこの委員会に参加されてきたなというふうに思っておりますが、反面権利侵害に対しての相談や救済の体制については、いろいろなお立場からいろいろなお意見が出てきて、まだまだこれから整えていかなければいけないところであると思っております。ですが、この委員会が発足される前も、この委員会が発足された後も、この委員会に集っておられる方が、日野市の子どものために、日野市の子育てのために、いろいろなお意見を持って、良くしていこうという思いがあれば今後も日野市の子育て環境というのは良くなっていくというふうに確信しておりますので、ぜひこれだけにとどまらず、今後もこの権利侵害の体制や相談救済体制について話し合いが重ねられていけばいいなというふうに思っております。

#### 委員

事務局の皆さんにはこの大変な資料をまとめていただき、本当にありがとうございましたという感謝の気持ちあります。皆さんからいろいろ出た中で、被るところがあるんですけども、大人の側がまず知るべきと考えるっていうのが、ちょっと強い表現なのかなというふうに思いました。大人の側もまず知るべきと考えるぐらいがいいのかなと思しました。ですが、大人がまず知った方がいいなっていうのが自分の実体験としてありまして、私事なんですけども、鳥生先生の講演とかプログラムを受けたことがありまして、人権について考えるというのを、子どもが5歳か4歳かそのぐらいのときに受けたんです。そこから、やっぱり子どもと私も権利がある、あなたも権利がある、というふうに接したことで、この間、私の誕生日だったんですけども、夫がどこか食べに行こうかと言って、ここがいいんじゃないかと決められたんですね。そしたら息子はパパが決めるんじゃない

てママが好きなところがいいんだよというふうに言ってくれたんですよ。それは日々の接し方になっていくものなんじゃないかなと思うので、やっぱり大人が子どもに接することで、その人権というかそういうものが伝わっていくのではないかなと思っています。

それとですね、ハートフルプロジェクトと子どもオンブズパーソンを交えたコラボレーションが効果的ということで、委員会の中では最初にハートフルプロジェクトを押ししてお話してましたが、子どもオンブズパーソンさんがすごく活動してくださってるというのを知らなかったもので、学校に行って講演して下さったりとか、地域の子ども祭りに行ってくださったりとかということを見ると、やっぱり相談窓口は今ちょっとお金が足りないみたいな感じだと思うんですけども、その活動も含めて、やっぱりそっちに予算をつけて広めていく方もだし、その救済体制の方もだし、子どもオンブズパーソンにちょっと比重をもうちょっと置いていただけるといいのかなというふうに思いました。なので総括のところですが、今の段階ではちょっとまだ検討中という感じかもしれないんですけども、子どもオンブズパーソンの方に一本化していく、最終的にはそういうふうにしていくという、これが18年経ったということなんで、20年50年とか10年後とかその未来を考えて、目先ではなく未来を考えて書いていただけたらなと思いました。

## 委員

私は日野にもう20年ぐらい住んでいると思います。私はNPOインクルージョンセンター東京オレンジという団体を主催してまして、日野市からも住宅相談の委託業務を受託している団体でもあるんですけども、13自治体ぐらいから生活困窮者自立支援法の委託なども受けていて、日野市は自治体の能力というか、取り組み、政策、特に子ども関係はすごい優れてると思うんです。そういったことが子どもの権利条例の中でも、社協さんのハートフルプロジェクトにはうちの子どもたちも本当にすごい良い影響受けてるし、私達のフィールドでいう生活困窮者自立支援法の学習支援のほっともという、夕食が提供されて、帰りの送迎も自動車を受託団体がそれぞれ送りをしていて、そんなことを4ヶ所もやっているんですね、たしか社会法人さんが1か所ずつ受託されていると思うんですけど、そんなことやってる自治体はないんですよ、それはまさに子どもの権利で、育つ権利であるとか、参加する権利であるとかで、すごく素晴らしいと思うし、私の子ども達が通っている小学校でも、うちは子どもが学校を苦手でなかなか参加できなかったところを本当に励まし続けてくれたし、中学校でも先生が毎週家に来てくれて感謝しています。だからすごい良い自治体じゃないかなと思っています。なのでそういったことももっと書いたらいいんじゃないかと思いました。人口も増えていきますし、待機児童も激減させたと思うので、もしかしたら遠方の保育園しか空いてないところもあるのかもしれないですけど、積極的に新しい建物、みらいくも建てたし、人員もすごい沢山配置してます。それは他の自治体より子ども関連に予算をかけている証左だと思います。ケースワークの内容であるとかも非常に熱心です。平成20年のまだ権利条例がない自治体も周辺に多

数ある中で平成 20 年から制定したっていうその先進自治体の立場でもある日野市が、事務局の今の課長時代にやりうる範囲内のことしか書いてないし、議論の俎上に乗せないまま 2 年間過ごしちゃったような気がしちゃうんですね。もったいないんじゃないかなって思っちゃいました、パネル展やりますとか、広報しますとか、そういうテクニカルな話ばかりじゃなくて、日野ってもっとすごい熱いこともやってるし、他市に誇れることたくさんあると思うので、それは、この権利条例が早くからできてそれに基づいて、社協さんとか、受託団体を含めて、学校の先生方とかも含めて作り上げてきてるんだみたいのが、せっかくやってるんですし、そういうのを子育て課長のラインの中にいる人たちが、日々やりうることの中でしか俎上に出さないから、私達も広報活動のあり方だとか、そんなことの回答しかないから、2 年間話し合った結果が非常に貧弱なんじゃないかなと正直思ってしまう、もったいないんじゃないかと思いましたね、もうちょっと広い視点で、別に子育て課長の課の中のことじゃなくても書くべきなんじゃないかな、そこら辺の縦割り化が強すぎちゃって、福祉政策課がやってる子どもオンブズパーソンの広報活動も何か子育て課長の部署で広報するから、書ききれないんじゃないですか、もっとこう戦う姿勢でやるとかというのを、福祉政策課の方に書かせた方がいいんじゃないかなと思います。

#### 委員

答申案前文の下から 4 行目のところに、日野市子ども条例の理念や子どもの権利保障及び擁護は普遍的なものであります、という記述があります。これは意見として申し上げますが、私は、日野市子ども条例の理念や、という文言は削除するべきであると考えています。というのは、この書き方であると、日野市子ども条例の理念と、子どもの権利保障及び擁護が、並び立って普遍的なものであるかのように読める。しかし、普遍的であるのは子どもの権利保障及び擁護であって、日野市子ども条例はそれを日野市という基礎自治体において実現させるための条例である、と私は理解しています。普遍的であるのは子どもの権利保障及び擁護です。日野市子ども条例は、前文の文言を借りれば、児童憲章と児童の権利に関する条約の理念に基づき制定した、と書かれています。しかし、子ども条例第 8 条には子どもの責務という条文があり、子どもはこういうことを守らなければならない、このような役割を果たさなければならない、ということが書かれています。私はこの委員を務める前に子ども・子育て支援会議の委員を務めておりましたけれども、そのときに当時の子育て課の課長の方から、この条例の制定過程の議論について伺う機会がありました。記憶の限りでお話しますが、当時は子どもの権利は良いものだという意見がある一方で、子どもの権利を認めたら、子どもがわがままになるという見方もある、いろんな見方がある中で、この条文を加えるというところに落ち着いた、と当時はお聞きしました。しかし、この答申書には、子どもは権利の主体であり、義務を果たさなければ権利を保障されないといった誤解が生むことがないように啓発をしていきたい、と書かれて

います。しかし、以前この会議の資料としていただいた、子ども条例のリーフレットでは、のっちが説明してくれてるわけですが、条例って知ってる？みんなが守るルールのことだよ。ここを見ると、日野市子ども条例というのは、日野の子どもが守るルールである、と読めてもおかしくない。このように、子どもの責務に関する記述がいくつかの公的文書の中でも揺れている。このような状態で、日野市子ども条例の理念が普遍的なものであるとはとても言えない、と私は思います。

日野市子ども条例の第3条4項には、子どもはあらゆる暴力や精神的な苦痛その他不当な扱いなどを受けることなく人としての尊厳が守らなければならない、と書かれています。ただ、これがあらゆる場所で無いかというと、まだそうは言えないと思います。それは例えば学校であれ、家庭であれ、そして私が関わっている民間教育事業者も例外ではないと思います。逆に、子どもがこうした苦痛を受けない、子どもが当然の権利を当たり前前に享受できる、そうなった状態で初めて日野市はその理念が普遍的であると言えるのではないのでしょうか。委員から、学校はもうできることをいろいろと多くやっているんだ、というご意見がありました、そして今別の委員からも、行政ができることをもっとあるんじゃないか、という意見がありました。この2年間この委員会はこの条例の普及啓発ということを目的に活動してまいりましたけれども、日々子どもがその命と生活を生きている、そして残念ながら、そうして暴力や精神的な苦痛を受けてしまうこともある、そうした切迫感を持って、この子どもの権利という分野には取り組んでいくべきなのではないかと思います。そうしたことに取り組めたときに初めて日野市は、その子ども条例の理念が普遍的なものであると胸を張って言えるのではないのでしょうか。

## 委員

皆さんありがとうございます。今皆さんからいろいろと意見と感想も含めて、あるいはこの答申書の中身だけではなく、この委員会に関わってきたという部分です、いろいろとお聞かせいただきました。私自身、今回は周知啓発ということで、周知啓発というのは、やはりそこには継続性は必ず含まれるかなと思います。内容についても内容を伝える、例えば子ども条例もそうですけど、これもまた変化してくるところもありますので、内容が変化すれば、周知啓発はまたしていくこともあるし、あるいは対象の相手が子どもなり、大人になり変わっていけばというところで、子どもたちもだんだん大人になっていく段階で伝えていくということもありますし、まずは周知啓発というところで、こういうような議論をしてきたというこの2年間、これを私達がまた声に出して言うことも周知啓発になるでしょうし、まだまだ議論、審議しなきゃいけないことは山ほどあるかと思っています。私の個人的意見としては、こんだけ2年間、回数は限られてますけれども非常に集中して、熱中してというか、情熱を持って審議ができたというところで、また同じメンバーで何か顔合わせて、できればとか、あるいはいろいろと周知啓発という行動ができればなというふうには思っております。

それではですね、いただいたご意見、先ほどの議論も含めてですね、答申についてはそれを盛り込む形で事務局にまた整理していただいて、また見る機会もあろうかと思えますけどもそこでご意見をというふうに思っております。ありがとうございました。

それではですね、ただいまの意見を踏まえた答申の今後のスケジュールですね、これについて事務局から説明をお願いいたします。

#### 事務局

皆さんご意見をいただきまして大変ありがとうございました。いただいたご意見を踏まえて答申案の修正をさせていただきます。修正が完了いたしましたら答申案を各委員あてにメールでお送りをさせていただきたいと思えます。内容を再度ご確認いただきまして、皆様のご異議がなければ最終的な確認については委員長にご一任いただくということにさせていただきたいんですけども皆様よろしいでしょうか。

(委員からの異議無し)

ありがとうございます。なるべく早く答申案を修正させていただきます。またご案内をさせていただきたいというふうに思っております。ありがとうございます、よろしくをお願いいたします。

#### 委員長

ありがとうございました。それでは最後にその他となりますが何かございますでしょうか。

#### 事務局

事務局から1点ございます。先ほど委員長からも少しお話ございましたけれども、当委員会の委員の任期についてお話をさせていただきます。委員任期につきましては、日野市子ども条例第22条第4項に2年との規定がございまして、現在の委員の皆様は今年度で任期が終了という形となりますが、答申案のうち、子どもの権利侵害に対する相談救済制度については、議論にも出ました通り、今後も継続した検証が必要だというふうに事務局としては考えております。事務局といたしましては現在の委員の皆様ぜひ委員の再任をというふうに考えてございます。改めて再任についてのご承諾ご推薦の依頼はさせていただこうと思っておりますが、現時点で皆様の再任についてのご意見等ございましたらいただければと思えます。団体の推薦ということもあるかと思うので、今すぐご回答いただけないということは重々承知しておりますがいかがでしょうか。

#### 委員

再任いただけるのは大変ありがたいんですが、できれば新しい風も入れた方が、あの議論がより発展するかと思いますので、そのあたり御検討いただければと思います。

#### 事務局

ありがとうございます。他に何かご意見ございますでしょうか。

(委員からの異議無し)

ありがとうございます。改めて後日ご連絡をさせていただこうと思いますので、その際は何卒よろしくお願ひしたいというふうに思います。

#### 委員

委員の再任につきましては特に異存はないのですが、先ほど答申案のご意見の中で、ちょっと言い忘れてしまったところがあるのですけれども、他の委員からのお話にもありましたとおり、やはり学校との関連ですとか、学校を通してというところでの相談救済体制についてのお話というところも、今後より議論を進めていきたいというふうに私の方では思っております。行政の仕組みの中で、どうしても壁を超えるというのはなかなか難しいところはあるかと思いますが、今回のこの日野市子ども条例委員の中でも、やはり子どもを取り巻く環境の中で、子育て課だけでというところでなかなか難しいところもいろいろ見えてきたと思っておりますので、ぜひこの場に事務局としてでも構いませんが教育部の方からも人員を配置していただけたらいいかなというふうに思っております。今回、この委員会の中で、子ども達が学校で使っている1人1台という、国の方針で決まったタブレット端末の中に、もう子どもなんでも相談ですとか、日野市子ども条例の方に繋がるような仕組みを作っていただいたところは、本当に私の中では稀有なことだと思っておりますので、もっと踏み込んで、ぜひこの場に教育部の方も加えていただいて、もっともっと子どもの権利、子どもの相談救済体制について、日野市の中の行政の中での部間を越えたのところでのご意見がいろいろ出てくるといいなというふうに思っておりますので、ご検討いただければと思います。

#### 委員長

他にございますでしょうか。それでは以上で本日の議題は全て終了しました。では最後に事務局から事務連絡をお願いします。

#### 事務局

令和8年度の子ども条例委員会につきましては先ほどもお話をさせていただいたとおり現委員の皆様のご再任を改めてご依頼をさせていただこうと思っております。年間で

ですね、3回程度の開催を予定しておりますが、詳細は決まり次第お知らせさせていただきますので何卒よろしくお願いいたします。

**委員長**

ありがとうございました。以上をもちまして本日あるいは本年度の委員会を終了いたします、大変お疲れ様でした。ありがとうございました。